

別添7

新型コロナウイルス感染症が学校等で発生した場合のよくある質問と回答

Q:濃厚接触者とは、どう判断するのか。

A:患者がコロナを疑われる症状を呈した日の2日前から、患者との距離が1m以内で、マスクをしていない状態で15分以上会話した人を濃厚接触者と判断します。

以下の場合、濃厚接触者に該当しません。

1. 給食でマスクを外した場合でも、班にならず、各自前を向いて喋らずに食事をとる等の工夫がされている。
2. 体育などでマスクを外す際も、屋外の活動で、一定の距離をとるなどの対応がとられている。
3. バスを利用されている場合でも、マスクを着用し、窓を開ける等の換気がされている。

Q:濃厚接触者の場合、いつ保健所から連絡がありますか。

A:連絡までの期間については調査規模が大きければ時間を要しますので限定した日数をお示しできませんが、これまでの状況ではおおむね感染者を把握した日から翌日以内に連絡しております。

Q:学校や保健所等から濃厚接触者と連絡はなかったが、子どもの体調が悪くなったら一般の医療機関に受診してよいか。

A:症状があった場合は、船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター（047-409-3127）か、かかりつけの小児科医へご相談ください。

Q:濃厚接触者と特定されていないが、PCR検査は希望で受けられますか。

A:PCR検査は希望で受けられる検査ではありません。

ただし、検査対象とした者の中から新たな感染者が判明した場合は、保健所の調査をもとに検査対象の範囲を広げるなど対応します。

Q:子どもが通う保育園・幼稚園・小学校・中学校で感染者が出たが、保護者はPCR検査対象となりますか。

A:保護者はPCR検査の対象になりません。子どもが濃厚接触者となり、検査の結果陽性と判明した場合にはPCR検査対象となります。

Q:子どもが濃厚接触者に特定されたが、家族は会社に出勤してよいですか。

A:濃厚接触者と接触した人は濃厚接触者となりませんので、ただちに自宅待機をお願いすることはありません。出勤等の対応については会社の判断となりますので、会社にご確認ください。

Q:子どもが通う保育園・幼稚園・小学校・中学校で感染者が出たため休園、休校になったが、習い事には通わせてよいですか。

A:濃厚接触者と接触した人は濃厚接触者となりませんので、ただちに利用の制限をお願いすることはありませんが、各事業者へお問い合わせください。

作成：船橋市新型コロナウイルス感染症対策保健所本部 社会対応調整班